

株式会社日立アーバンサポート 分析・試験受委託約款

この分析・試験受委託約款(以下「本約款」という)は、お客様(以下委託者という)からの発注により株式会社日立アーバンサポート(以下「アーバンサポート」という)が受託する分析・試験(以下「本業務」という)を遂行するために、委託者とアーバンサポートとの間で締結される個別契約を円滑に履行するにあたり、共通の必要な基本的事項を定めることを目的とします。別途文書により別段の合意をした場合は、その範囲内で本約款は適用されないものとします。

[受託の範囲]

第1条 アーバンサポートが見積書に記載した範囲において、アーバンサポートは業務を遂行し、その結果を提供します。

[個別契約の成立]

第2条 本業務の受委託の個別契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に成立するものとします。

- (1) 委託者からの問い合わせに基づいた見積書をアーバンサポートが委託者に交付し、委託者がこれを承諾したとき
- (2) 委託者からの文書による申込に対し、アーバンサポートが受託を承諾したとき

[試料等の提供・返却]

第3条 委託者は、個別契約で定められた本業務遂行に必要な試料および情報等(以下総称して「資料等」という)をアーバンサポートに無償で提供するものとします。

2. アーバンサポートは前項の資料等を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、本業務の終了後は速やかに委託者に返却するものとします。ただし、予め両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとします。

[報告書]

第4条 アーバンサポートは個別契約で定められた期日までに報告書を委託者に提出します。

2. アーバンサポートは別段の定めのない限り、業務報告書の写しを報告書提出後3年間保管します。
3. 委託者はアーバンサポートから本業務の結果を受領後1週間以内に、本業務の結果について検収するものとします。

[委託料の支払い及び相殺]

第5条 本業務の委託料は、双方で合意した価格及び方法でお支払いいただきます。

2. アーバンサポートから委託者に対して支払うべき債務があるときは、アーバンサポートは前項の委託料と相殺することができるものとします。

[機密保持]

第6条 アーバンサポートは、資料等のうち委託者が秘密として特定した資料等(以下総称して「秘密情報」という)に関して、委託者の書面による事前同意なしには、これらを本業務以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する秘密情報についてはこの限りではありません。

- (1) 委託者から秘密情報の提供または開示を受ける前に既にアーバンサポートが所有または取得していたことを立証し得るもの
- (2) 委託者から秘密情報の提供または開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか当該提供も

しくは開示後アーバンサポートの責めによらず公知となったもの

- (3) 委託者から秘密情報の提供または開示を受けた後、アーバンサポートが委託者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したことを立証し得るもの

2. アーバンサポートは、委託者から本業務を依頼された事実について、第三者に開示、漏洩しないものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、アーバンサポートが本業務の全部または一部を第三者に再委託するときには、アーバンサポートは秘密情報を当該再委託先に開示できます。但し、アーバンサポートは、当該再委託先に対して、アーバンサポートが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
4. 本状の各規定は、個別契約が締結されたときは、業務報告書提出後5年経過するまで有効とします。

[結果の利用等]

第7条 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、アーバンサポートは一切責任を負いません。

2. アーバンサポートは、第3条で規定した範囲において、本業務遂行の責任を負うこととし、アーバンサポートの責に帰すべき理由によって本業務の方法及び結果に手落ちまたは誤りがあったときは、アーバンサポートは委託者と協議の上、次にいずれかの方法により必要な補償を行います。
 - (1) アーバンサポートの費用負担により、依頼された本業務を再実施します。
 - (2) 委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が被った損害を補償します。
3. アーバンサポートは業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

[契約の変更・解約]

第8条 委託者及びアーバンサポートは、やむをえない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、相手方の同意を得て、個別契約を変更または解約する場合があります。

[不可抗力]

第9条 天災地変その他アーバンサポートの責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になったときは、両者協議の上その措置を決定します。

[協議事項]

第10条 本約款に定めのない事項及び本約款各条項の解釈に疑義が生じた場合には、両者が誠意を持って協議の上解決するものとします。

以上(2014.7.1)